

建築住宅基準性能基準検討委員会 第1回全体委員会 議事要旨

日 時：2003年1月22日（水）10：30～12：30
会 場：中央官庁合同会議所大会議室

委員会においては、委員、委員長の紹介等の後、議事次第に沿って事務局より資料の説明があり、以下のような検討、発言が行われた。

（冒頭）

性能規定化について提言した建築審議会答申の趣旨を、改めて本委員会の検討方針として確認するとともに、客観的な性能評価が求められている中で、性能評価の仕様書だらけというような矛盾、迷路に落ち込まないように、真の性能に基づく性能予測を行い得るようにしていきたい。

（委員会の設置、技術基準の見直し体制等について）

本委員会の検討対象は、技術基準及び運用方針の見直しという技術的内容を幅広く検討対象とするが、法制度の枠組自体については、従来どおり社会資本整備審議会において検討いただくことになる。

この委員会は、従来、主に建築基準法の法改正に伴う移行措置や性能表示制度の技術的検討をお願いしてきた2つの委員会を発展的に統合し設置したものである。

国総研は技術基準原案の作成という役割を負うことになり、その体制も整えているところである。独法建研の支援を受けて努力したい（国総研）。

独立行政法人建築研究所も新たな体制の中で技術基準整備に対する技術的支援に努める（建研）。

（今後の技術基準整備の方向性について）

基準や評価の運用を詳細に決めすぎているのではないかと、基準などの簡素化、削除といった検討もすべきである。（これまでの制度運用も踏まえ、詳細に規定しないが良いような基準、評価方法などがあれば、それもぜひご議論いただきたい。また、現行の基準自体が必要かどうかの議論についても、本委員会の検討対象と考えている（住宅局））

旧法38条の復活という話もあるが、それについて、どう考えているのか。（旧法の38条認定と現行の認定とは、守るべき性能基準を明確にしているという点が異なり、38条を復活するというだけでなく、今後必要なものがあれば、要求性能を明示した上で、認定を追加するという事は検討していただきたい（住宅局））

「国際調和に配慮した・・・」と書かれているが、日本の気候・風土を考慮することも重要である。

「国際競争力を高める」というよりは、「国際社会に貢献する」とすべき。品確法で新たな性能の項目を追加するというような検討は、基本方針の中で

は、どこで書かれていると考えるか。(法の趣旨の確実な実現に含まれるものとする。(住宅局))

平成10年の改正で、実験による検証方法については、告示で詳細を規定することが要求され、結果的に実験による方法のほとんどが使えなくなったのではないかと。(当初は詳細化に向かっていった傾向があるが、基準がそろってきた現在にあっては改善されていると思う。(住宅局))

基準が性能規定化されている中では、国に頼らず、国民、民間が安全に責任を持つということをはっきりさせるべき。

消費者には行政に明確な規制を求める声も大きい。

建築主、建築士、施工管理者等の責任は明確化すべきである。(そういう方向で、制度整備を進めてきている。(住宅局))

確認検査や性能評価を民間が行っているという新しい状況を考慮すべき。

民間の指定確認検査機関についても、手数料等を統一せず、サービスの質に応じて決めているのは良い。(法令上最低限の部分については律するが、付加的なサービスについては、民間の各機関に任せるべきだと考えている。(住宅局))

確認申請の民間開放を受けて、行政側も新しい展開について考える必要がある。建築行政会議には、民間の確認検査機関も参加しており、その役割がますます重要になるのではないかと。

今回の基本方針のたたき台については、今回、特に成案としないが、今回の議論も併せ各分野別委員会等において十分配慮いただき、その動向もみて、再度検討することとしたい。

(当面の具体的な検討事項について)

個別の提案を取り上げる際には、必ずしも全体委員会に諮ることを要せず、分野別委員会、分野別部会、技術委員会が機動的に運営されるようにしていきたい。(住宅局)

福祉施設と共同住宅の境目がなくなっていることなど、国土交通省だけでなく他省庁も含めた検討が必要な分野もある。合同の委員会の設置を検討すべき。

例えば、高齢者等配慮対策の廊下幅の基準や、等級の数値の意味付けなど、品確法の評価方法基準等についてもさらに検討していくべき課題がある。

エネルギー法による構造計算に関しては、今後、告示化に向けて作業を進めたい。(住宅局)

(当面のスケジュール)

今後、当面、構造、防火の分野別委員会を年度内に各1回、全体委員会を7月ぐらいに開催したい。(住宅局)

(その他)

ISO等に対応する際の、国の考え方も検討していただきたい。

(文責：住宅局)